

「電波政策 2020 懇談会」開催要綱(案)

1 目的

無線通信ネットワークは、国民の日常生活や我が国の社会経済活動において重要な基盤となっており、我が国の無線インフラ・サービスを国際競争力のある有望ビジネスに育てるとともに、電波利用技術の高度化による I o T の進展等の新たな電波利用のニーズに応えるための制度整備等を行うことにより、有限希少な国民共有の資源である電波の更なる有効利用を図ることが重要となっている。

このような観点から、2020 年に向けた我が国のワイヤレスサービスの発展・国際競争力強化のための方策や新たな無線システムを導入するための制度見直しの方向性、平成 29 年に見直し時期を迎える電波利用料制度の在り方等について検討することを目的として、本懇談会を開催する。

2 名称

本懇談会は、「電波政策 2020 懇談会」と称する。

3 検討事項

- (1) 周波数需要増大への対応方策
- (2) ワイヤレスサービスの発展・国際競争力強化のための方策
- (3) 新たな無線システム等の導入・普及に向けた制度上の課題を解決するための方策
- (4) 次期（平成 29～31 年度）電波利用料制度の在り方
- (5) その他電波政策に関する検討課題

4 構成及び運営

- (1) 本懇談会は、総務副大臣（情報通信担当）の懇談会とする。
- (2) 本懇談会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 本懇談会に、総務副大臣があらかじめ指名する座長を置く。
- (4) 本懇談会は、座長が運営する。
- (5) 座長代理は、座長が指名する。
- (6) 座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、その職務を代行する。
- (7) 座長は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (8) 座長は、本懇談会の検討を促進するため、必要に応じて、ワーキンググループを開催することができる。
- (9) ワーキンググループの構成員及び運営に必要な事項については、座長が定めるところによる。
- (10) その他、本懇談会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

5 議事の公開

- (1) 本懇談会の会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2) 本懇談会の会議で使用した資料については、原則として総務省のホームページに掲載し、公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が必要と認める場合には、非公開とすることができる。

(3) 本懇談会の会議については、原則として議事要旨を作成し、総務省のホームページに掲載し、公開する。

6 開催期間

本懇談会の開催期間は、平成 28 年 1 月から同年夏頃までを目途とする。

7 庶務

本懇談会の庶務は、総合通信基盤局電波部電波政策課において行う。

「電波政策 2020 懇談会」 構成員 一覧

(敬称略、座長を除き五十音順)

| | |
|-------------|------------------------------|
| (座長) 多賀谷 一照 | 獨協大学法学部教授 |
| 荒川 薫 | 明治大学総合数理学部教授 |
| 大谷 和子 | 株式会社日本総合研究所法務部長 |
| 國領 二郎 | 慶應義塾大学総合政策学部教授 |
| 高田 潤一 | 東京工業大学大学院理工学研究科教授 |
| 谷川 史郎 | 株式会社野村総合研究所理事長 |
| 知野 恵子 | 読売新聞東京本社編集局企画委員 |
| 藤原 洋 | 株式会社ブロードバンドタワー代表取締役会長兼社長 CEO |
| 三友 仁志 | 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授 |
| 森川 博之 | 東京大学先端科学技術研究センター教授 |